

令和 8 年度 NPO 等による復興支援事業費補助金 Q&A

Q1 令和 7 年度からの主な変更点は何ですか。

A1 令和 7 年度は「復興枠」と「一般枠」に分かれていましたが、令和 8 年度は補助制度として一本化しています。そのうえで、審査は、復興・被災者支援に係る事業と地域活動等に係る事業の 2 つの区分で行います。

Q2 「復興・被災者支援に係る事業」と「地域活動等に係る事業」は、それぞれ何を指しますか。

A2 復興・被災者支援に係る事業は、要綱別表第 1 右欄(1)の事業をいい、被災者の心のケア・健康生活支援、コミュニティ形成、原子力災害に係る風評被害対策、復興・被災者支援を行う NPO 等に対する中間支援が含まれます。

地域活動等に係る事業は、要綱別表第 1 右欄(2)から(4)までの事業をいい、地方自治体との協働、中間支援団体による支援、企業との連携が含まれます。

Q3 補助率、補助上限額、自己負担額は令和 7 年度からどう変わりましたか。

A3 令和 7 年度は、復興枠が補助率 9/10 以内・上限 675 万円・自己負担 1/10 以上、一般枠が補助率 8/10 以内・上限 80 万円・自己負担 2/10 以上でした。令和 8 年度は制度一本化により、補助率 8/10 以内、上限 80 万円、自己負担 2/10 以上に統一しています。

また、令和 8 年度においても、過去に本事業による補助を受けた実績に応じて上限額を設定しています。復興枠、一般枠に関わらず過去に 1 年度補助を受けたことがある場合は 60 万円、2 年度以上受けたことがある場合は 40 万円が上限額です。

Q4 県外に主たる事務所がある団体でも応募できますか。

A4 事業区分によって異なります。復興・被災者支援に係る事業については、県外団体でも応募対象となり得ます。地域活動等に係る事業については、県内に主たる事務所、その他の事務所又はこれに準ずるものを置くことが必要です。

Q5 単独の NPO 等でも応募できますか。

A5 できます。地方自治体を構成員に含む協議体として応募する方法のほか、単独の NPO 等が応募する方法もあります。単独で応募する場合は、事業内容に応じて、都道府県又は市区町村の同意が必要です。

Q6 岩手県から他の都道府県へ避難している方への支援も対象になりますか。

A6 対象になります。補助対象事業には、岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援が含まれています。また、このような事業について単独の NPO 等が応募する場合は、実施要領に基づき、岩手県の同意によって要件を満たすことができます。

Q7 採択されれば、申請額どおり満額交付されますか。

A7 必ずしもそうではありません。採択された場合でも、審査結果や予算の範囲等を踏まえて、補助金額を調整することがあります。

Q8 補助対象期間はいつからいつまでですか。

A8 補助対象期間は、交付決定日から令和9年3月19日までです。募集要項上の予定では、交付決定は令和8年7月1日予定としています。

Q9 応募方法はどのようなになっていますか。

A9 応募は、郵送、持参又は電子メールでできます。持参・郵送の場合は正本1部、副本6部の計7部、電子メールの場合はWord、Excel又はPDFで、1通あたり10MB以内です。募集期間は令和8年4月8日(水)から5月7日(木)午後5時必着です。

Q10 令和7年度の様式をそのまま使えますか。

A10 使えません。令和8年度は制度設計の見直しに伴い、要綱、要領、募集要項、申込書等の様式を整理しています。必ず、令和8年度の募集要項を使用してください。